

議事要旨(5) 企業結合専門委員会における検討状況について

逆瀬専門委員長及び秋葉主席研究員より、企業結合専門委員会では、プロジェクト計画表にて企業結合（ステップ2）とされている企業結合等の会計処理の見直しについて、7月を目途に論点整理の公表に向けて検討を進めている旨と審議事項(5)「企業結合専門委員会における検討状況について」の説明がなされた後、次のような議論が行われた。

（【論点4】のれんの会計処理）

- ・ のれんを規則的に償却する場合でも、追加検討①②は検討対象になり得るのではないか、また、連結と個別とで扱いが異なるようなことも想定されているのかという意見があった。

この点につき、事務局側からは、追加検討は、のれんを規則的に償却する場合でも対象外ではないと考えられるため検討していく旨、これまで専門委員会では連結と個別とで取扱いを変えることを想定した議論はなされていない旨の説明がなされた。

（【論点4】のれんの会計処理（追加検討①一のれんの減損処理の取扱い））

- ・ 我が国の会計基準と国際的な会計基準とでは、のれん以外の固定資産について減損の認識及び測定が異なるため、その点も検討が必要ではないかという意見があった。

この点につき、事務局側からは、減損はプロジェクト計画表の短期項目とされ IASB と FASB の動向を踏まえて対応とされており、いまだ IASB と FASB の検討がなされていないため、今後、のれんについてのみ対応するか検討していく旨の説明がなされた。

（【論点4】のれんの会計処理（追加検討②一無形資産への配分））

- ・ のれんを償却しないとした場合、個別財務諸表への影響が考えられるため整理が必要であることと、個別上、営業権についてはどのような扱いになるかという意見があった。

この点につき、事務局側からは、無形資産について配分をどれだけおこなうかによるものも考えられ、無形資産専門委員会で整理されていく旨の説明がなされた。

（【論点4-2】のれんの会計処理（のれんに対する税効果））

- ・ ある委員からは、国際的な会計基準のように一時差異に該当するのかが検討する必要があるのではないかという意見があった。また、他の委員からは、個別上子会社株式の減損処理が損金とされた場合、連結上、将来加算一時差異が生じると考えられるが、この点も検討してはどうかという意見があった。

この点につき、事務局側からは、我が国の会計基準では、会計上ののれんは将来加算一時差異であるが、税効果は認識しないとしているが、国際的な会計基準でも、当初の将来加算一時差異に対して繰延税金負債は計上しないとされていることや、国際財務報告基準と米国基準は異なっていることなどを踏まえて、現状のままの方向性が検討されている旨の説明がなされた。

以 上